

群馬県立女子大学における研究活動上の不正防止計画

群馬県立女子大学（以下「本学」という。）において研究活動上の不正行為を防止し、適正かつ効率的な研究活動の管理・運営を行うため、「群馬県立女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程（以下「規程」という。）」第8条及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）並びに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、不正防止計画を策定する。

I 運営体制

1 最高管理責任者：学長

本学における透明性の高い研究活動の実行、公的研究費の適切な運営・管理について、最終責任を負う者であり、本学の規程に定める基本方針、不正防止計画及び行動規範を策定し、本学に雇用されているすべての者及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む）（以下「研究者等」という。）に対して、当該基本方針、不正防止計画及び行動規範を周知徹底させるとともに、研究活動上の不正行為が生じた場合は、果敢なリーダーシップを発揮し、必要な措置を講じなければならない。

2 統括管理責任者

- ① 附属図書館長（研究活動の不正行為の防止に関する事項）
- ② 事務局長（研究費の不正使用の防止に関する事項）

最高管理責任者を補佐し、本学における研究活動上の不正行為の防止について本学全体を統括する。

不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者

- ① 学部長
- ② 研究科長
- ③ 附属機関の副所長、副センター長
- ④ 事務局次長

部局等において、実質的な権限と責任を有する者であり、研究倫理教育及びコンプライアンス教育推進の実質的な責任を負う。

研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における研究倫理教育及びコンプライアンス教育推進対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成

員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

4 不正防止計画推進部署

最高管理責任者の下、次に掲げる者をもって組織し、全学的な観点から不正防止計画推進の中心的役割を担う。

- ① 統括管理責任者
- ② 研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者
- ③ 事務局次長、総務企画係長、会計図書係長、教務係長
- ④ その他統括管理責任者が指名する者

II 不正防止計画

1 責任体系の明確化

- (1) 規程を制定し、学長を最高管理責任者、附属図書館長を研究活動の不正行為の防止に関する統括管理責任者、事務局長を研究費の不正使用の防止に関する統括管理責任者、部局等（学部、研究科、附属機関、事務局）の直接の責任者を研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者として、規程に明示し責任体系を明確にする。
- (2) 研究活動上の不正防止推進のための基本方針を策定する。
- (3) 実態に即した不正防止計画及び行動規範を策定し、定期的実施状況を確認するとともに、最高管理責任者は当該実施状況を常に把握する。
- (4) 本学ホームページ上で、最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者の職・氏名を公表する。
- (5) 通報を受けた際の予備調査、本調査及び認定等の各段階における手続き、報告者、被報告者及び決定責任者等を規程に明示する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 基本方針、不正防止計画及び行動規範を策定し研究者等へ周知する。
- (2) 学内責任体系、通報事案への対応等のルールを明確化する。
- (3) ルールと実態に乖離が進行した場合は、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者を中心にその改善を遅滞なく行う。
- (4) 職務分掌と業務分担の実態に乖離が進行した場合は、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者を中心にその改善を遅滞なく行う。
- (5) 研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者は、部局に所属する研究者等全員に対する研究倫理教育、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者等に対するコンプライアンス教育を実施することとし、実施方法、時期等は、教授会等の機会を利用するなど、それぞれの部局の実情等を考慮した上で最も効果的と思われる方法によるものとする。
- (6) 研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者は、研究倫理教育、コンプラ

イアンス教育を実施したときは、参加状況を把握することとする。なお、競争的資金への公募を予定する研究者等に対しては、コンプライアンス教育の受講、誓約書の提出が本学における競争的資金の応募要件に含まれることを周知徹底する。

3 モニタリングの実施

- (1) 最高管理責任者は、不正発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の観点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要であることに鑑み、不正防止計画の実施状況、研究者等の研究活動をモニタリングする。
- (2) 最高管理責任者は、モニタリングの実施者として、各部局等の研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者を指名する。
- (3) 研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者によるモニタリングは、研究活動の不正行為の防止を主眼として、書類確認及び研究者等への任意のヒアリング等により実施するものとする。
- (4) モニタリングにより発見された改善すべき課題、問題点等は、不正防止計画推進部署と緊密な連携の上、対象者に対して改善等の指示を与える。また、コンプライアンス教育、研究倫理教育推進の一環として、研究者等に周知し、類似事例の再発防止を徹底する。

4 内部監査の実施

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理に資することを目的として、内部監査を実施する。
- (2) 内部監査の実施に関して必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

5 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 競争的資金の執行状況が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画等の遂行に問題がないか、コンプライアンス推進責任者がモニタリングを行う過程で改善指導を行う。
- (2) 競争的資金について、繰越制度や基金扱いにより年度間調整の簡便化、年度内使い切りによる不必要な執行や執行残返還によるその後の採択への悪影響が無いこと等を研究者等へ周知徹底する。
- (3) 物品・役務の発注、検査確認業務については、原則、事務局に一元化する。
- (4) 特殊な役務（データベース・プログラム等）や有形の成果物の検収に際しては、研究者等立ち会いの下、仕様書等の確認を行う。成果物のない機器の保守・点検等は、立ち会いによる現場確認を行う。
- (5) 換金性の高い物品（協力者への謝金扱いの図書券等）を購入する際は、使用予定日の一週間以内の納期とし、用途、請求者等必要事項を受払簿に記録し、当該物品は使用日まで事務局の金庫に保管し、払出の際は、請求者から受領印を徴した上で払出す。
- (6) 物品の発注又は検収について、競争的資金等の執行により購入する物品については、会計図書係において発注及び検収を行うことにより、架空取引、請求書の改ざ

ん等による業者への預け金の発生を未然に防止する。

(7) 物品購入、賃貸借、請負等に関して、取引業者に対し、誓約書の提出を義務づける。

(8) 不正な取引に関与した業者への処分方針を次のとおりとする。

群馬県公立大学法人契約事務取扱規程（群馬県公立大学法人規程第 26 号）に定める処分により行う。

(9) 競争的資金等の執行により出張する場合には、総務企画係において執行する。執行の際は、研究者等からの復命書等の提出により事実確認を行うことにより、架空の出張旅費の支出を未然に防止する。

(10) 競争的資金等から賃金又は謝金を支出する場合には、総務企画係において執行する。執行の際は、従事する者の出勤簿の提出を求めるとともに、必要に応じて従事者本人から業務内容のヒアリング等を行うことにより、架空の謝金等の支出を未然に防止する。

6 情報発信・共有化の推進

(1) 基本方針、不正防止計画等について、本学ホームページ上で学内外に公表する。

(2) 研究活動上の不正行為に関する通報制度を規程に明示するとともに、通報窓口の担当者の職・氏名を本学ホームページで学内外に公表する。

(3) 研究者等に対し、教授会等様々な機会を通じ、規程、基本方針、不正防止計画、行動規範及び他機関等でこれまでに発生した不正行為の具体的事例等の理解を促進することにより、不正行為の防止に向けた意識の向上を図る。

III 点検・評価と見直し（PDCAの実行）

本計画については、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、不正を発生させる要因の洗い出しと対応策を不正防止計画推進部署を中心に常に点検・評価し、定期的に見直しを行うものとする。

IV 改廃規定

この計画の改廃は、研究推進・倫理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年2月16日から施行する。

附 則

この計画は、令和5年12月13日から施行する